

Gard Insight

韓国での会社再生手続中の船会社への請求について、ロンドン仲裁での審理が認められる

こちらは、英文記事「[Korean shipping claims can now be heard in London arbitration](#)」（2015年8月7日付）の和訳です。

英国の裁判所は、長年にわたるパン・オーシャン社の倒産騒動において、最近、韓国における会社再生手続の適用対象である同社に対して、関係当事者に、ロンドンでの仲裁を認めました。

世界金融危機の後、海運業界でも多くの企業が管理・再生手続などの倒産処理手続を申し立てました。最近の「[Gard Insight : OW Bunker bankruptcy and unpaid bunkers – a global dilemma](#)（英文）」の中で、OW Bunker社の訴訟を取り上げ、債権者の請求を一括して処理するための標準的な仕組みがないことから、世界各地の当事者らがジレンマに直面していることをお伝えしました。



Seawolf Tankers Inc（「シーウルフ社」）とHeidmar Inc（「ハイドマー社」）による対パン・オーシャン社訴訟の最近の動き¹は、倒産企業に対する請求をどう取り扱うか、2006年イギリス国際倒産規則（Cross-Border Insolvency Regulations 2006 [CBIR 2006]）がどのように適用されるかについての手掛かりとなります。

背景

パン・オーシャン社は2013年6月、同社の設立地であるソウルの韓国破産裁判所（Korean Bankruptcy Court）で再生手続を開始しました。

それ時点までに、パン・オーシャン社が所有・管理する船舶は、各国でアレストされていました。また、同社の用船契約のほとんどにロンドン仲裁条項が盛り込まれていたため、パン・オーシャン社を相手取って多くの仲裁がロンドンで開始されました。

同時に、パン・オーシャン社側も、[CBIR 2006 の第 15 条](#)に基づき、主たる外国倒産手続は韓国で行われているため、パン・オーシャン社に対する訴訟や訴訟手続の開始を停止する承認決定を受けるべく英国裁判所に申請を行いました。

2006年イギリス国際倒産規則

CBIR 2006は、国際連合国際商取引法委員会が1997年に採択したモデル法を実施するために制定されました。その目的は、国際倒産が発生した場合に各国の所轄官庁間で連携が図れるようにすることです。韓国や英国を含め多くの国々がこのモデル法を採択しました。

英国内で外国倒産手続が承認された場合、債務者やその資産に対する訴訟や訴訟手続の開始・継続、強制執行などの法的措置が自動的に停止されます。ただし、英国の裁判所は、自動停止の条件を修正、あるいは拡大することができます。

¹ Pan Ocean Co. Ltd (Pan Ocean) に関する事件、Seawolf Tankers Inc and another v. Pan Ocean Co Ltd and another の事件名にて [2015] EWHC 1500 (Ch)

シーウルフ社とハイドマー社の請求権と韓国の再生手続

シーウルフ社は、ハイドマー社が管理する船舶プールを運営しており、パン・オーシャン社はそのプールに対して UNIVERSAL QUEEN 号という船舶を定期用船しました。再生手続の開始後、パン・オーシャン社は、定期用船契約が解除されたとして、船舶の提供を取り止めました。シーウルフ社とハイドマー社はこれに異議を申し立て、200 万米ドル超の損害賠償を請求しました。パン・オーシャン社は、ipso facto 条項（特定の状況下で契約当事者が契約を解除することを許可する条項）に基づき、用船契約を解除し、未払い用船料を請求する権利があると主張しました。

シーウルフ社とハイドマー社は、韓国での再生手続において損害賠償請求権を届け出ましたが、拒否されました。そこで、両社は、請求権を承認する確認判決を求める申請書を韓国破産裁判所に提出しました。当該用船契約が英国法に準拠していたにもかかわらず、同裁判所は、これを実体請求 (Substantive Claim) として扱い、両社の損害賠償請求権は成立しないとの判決を下しました。次に、シーウルフ社とハイドマー社は、韓国地方裁判所において確認判決に対する異議を申し立てました。異議申立の審理は 2015 年 6 月に行われましたが、結果はまだ報じられていません。

これと並行して、シーウルフ社とハイドマー社は 2014 年 11 月に、イギリスの会社法廷 (English Companies Court) に対し（パン・オーシャン社に対する訴訟や訴訟手続きの開始を停止することの）承認決定の変更申請を行いました。両社は、パン・オーシャン社との用船契約で合意したとおり、この紛争を英国法に従ってロンドンでの仲裁に付託するよう求めました。ただ、変更申請は、両社がパン・オーシャンの資産について仲裁裁定や以降の判決の執行を求めないという前提で行われました。

2015 年 6 月: 英国の法廷の判決と論拠

英国の法廷は、（パン・オーシャン社に対する法的措置の）停止を解除し、シーウルフ社とハイドマー社の請求をロンドンでの仲裁に付託することを認める判断を下すにあたって、次の要素を考慮しました。

- シーウルフ社とハイドマー社は、用船契約に基づいて論証しうる真正の請求権を有している。パン・オーシャン社が依拠している ipso facto 条項は破産手続やこれに類する手続のみに言及しており、再生手続をカバーしていない。その上、英国倒産法の下で、ipso facto 条項が anti-deprivation 法理²に抵触し、無効かつ強制不能となりうる論拠のある判例が存在する。
- 用船契約の全当事者は、紛争解決の手段としてロンドンでの仲裁と英国法を選択した。倒産の場合にはこれを変更すると契約により合意することもできたのに、そうしなかった。
- ロンドンの仲裁人は英国法に関して専門家の証言を聞く必要はないが、韓国の裁判所はそうする必要があると思われる。
- 仲裁がパン・オーシャン社の再生手続の目的や結果に悪影響を及ぼすことはない。いずれにせよ、パン・オーシャン社はその反対請求について仲裁を開始する必要がある。シーウルフ社とハイドマーの訴訟を直ちに倒産プロセスに関するものであると判断するのは誤りだと思われる。パン・オーシャンは仲裁においてその請求を進めることができる。
- 当法廷は、韓国の裁判所が判決を下す際に仲裁を無視するかどうかについては考慮しなかった。
- 相対的に見て、当法廷に提出された請求の価額は高く、仲裁の費用を正当化するものである。

まとめ

この訴訟は、英国の裁判所が、契約上の権利と、紛争を裁定に付託したいという契約当事者の要望を支持する確固たるスタンスを取っており、必要な場合には承認決定を解除する用意があることを示してい

² 倒産手続きにおいて、特定の債権者から資金を奪う内容の契約条項は無効であるという英国法上の法理。倒産法では、すべての債権者に対しての公平性が重視されるため、倒産時に他の債権者との不公平が生じるような債務者との個別契約条項は認められない。

ます。しかし、仲裁申請者が仲裁裁定の執行を求めずにこのような申請をすることの実際的な利益については疑問の余地があります。

とは言え、パン・オーシャン社がハリム（Harim）グループに買収されたという7月末の報道は、承認決定の変更を求めたシーウルフ社とハイドマー社の戦略的な動きに意味を与えるものです。パン・オーシャンは韓国中央地方裁判所（Seoul Central District Court）により再生手続終結の決定を受けているので、既に債権者への弁済資金を十分確保しているはずで、今回の英国での判決は、結果的に、パン・オーシャン社に対するシーウルフ社とハイドマー社の請求権を留保するのに効果的な役割を果たしたことになります。

本記事に関するご質問およびコメントは、Gard Editorial Team まで [Eメール](#)でお寄せください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。